

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

健康福祉局

（平成 29 年度）

監査結果 （指摘事項）	改善措置
<p>5 会計（公益財団法人仙台市医療センターの会計）</p> <p>（7）補助金受入に係る会計処理誤り</p> <p>市が仙台市医療センターに交付している改築支援事業補助金に関連して、仙台市医療センターにおける現行の下記会計処理の適切性が問題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業である仙台オープン病院の建物を「その他固定資産」に区分 ・市からの改築支援事業補助金（元金）を一般正味財産として受入処理 <p>この点につき、仙台市医療センターの説明によると、改築支援事業補助金は当法人が行った借入に対して市から補助を受けているのであり、建物を取得するために受け取った補助金ではないため、当該建物はその他固定資産に区分し、一般正味財産と整理している、とのことである。</p> <p>しかし、以下の点より、仙台市医療センターの会計処理の説明には無理がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入金の償還財源の一部が市からの補助金で財源手当されていることから、実質的には補助金により建物が設置されたものと考えられること。 ・対象建物の用途が制限されていること（仙台オープン病院改築支援事業補助金交付要綱第17条第1項）。 <p>現行の会計処理の結果、仙台市医療センターの財務諸表上、以下の不備が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金受入時に一般正味財産増減の部において全て収益計上されるが、建物の耐用年数と借入金の償還年数に乖離があるため、一般正味財産増減計算の部における収益と費用の対応関係がとれていない状況にあること。 ・貸借対照表に計上されている固定資産のうち、用途等に制約のある固定資産が特定資産として区分されていないこと。 	<p>補助金受入に係る会計処理について、平成 30 年度決算から、補助対象事業である仙台オープン病院の建物を特定資産に区分し、市からの改築支援事業補助金（元金）を指定正味財産として受入処理を行うこととした。</p>